住居確保給付金のご案内

広島市

〇 住居確保給付金とは

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃額相当の給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○ **支給額** ※広島市の場合の金額です。

生活保護の住宅扶助基準に基づく額を上限として、月ごとに家賃相当額を支給します。ただし、申請月の収入が基準額を超える場合は、収入額に応じて調整します。

【支給限度額】 単身世帯:3.8万円、2人世帯:4.6万円、3人~5人世帯:4.9万円

6 人世帯: 5.3 万円、7 人以上世帯: 5.9 万円

〇 支給期間

原則として3か月間を限度とします。

ただし、受給中に所定の就職活動等の報告を行った方で、申請時に対象者の要件に該当している場合は、3か月間を2回まで延長することができます(当初、延長、再延長の最長9か月間)。

〇 支給方法

広島市から、貸主又は貸主から委託を受けた不動産業者等の口座へ直接振り込みます。

〇 対象者の要件(概要)

申請時に以下の①~⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① <u>イ)離職等</u> 又は <u>ロ)やむを得ない休業等(以下、「休業等」という)</u> により経済的に困窮し、住居を喪失している又は住居喪失のおそれがあること
- **② ①のイ)離職等の場合** 申請日において、離職、廃業の日から原則2年以内であること
 - ①の口) 休業等の場合 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること

例) アルバイトを掛け持ちしているが、1つの事業所が休業によりシフトがなくなった

- ③ ①のイ)離職等の場合 離職等の日において、主たる生計維持者であったこと(離職前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)
 - ①**の口)休業等の場合** 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、下記の収入 基準額(基準額に家賃額*を合算した額)以下であること

※家賃額が住宅扶助基準額を上回る場合は住宅扶助基準額を合算する。

※申請日に属する月の収入の合計額が基準額から収入基準額の間の場合は、収入に応じて調整した金額が支給されます。

世帯(例)	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準額	8.4万円	13 万円	17.2 万円	21.4万円	25.5 万円	29.7万円	33.4万円
住宅扶助基準額	3.8万円	4.6万円	4.9 万円	4.9 万円	4.9 万円	5.3万円	5.9万円
収入基準額	12.2 万円	17.6万円	22.1 万円	26.3 万円	30.4万円	35 万円	39.3 万円

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融資産(現金、預貯金、株式等) の合計額が下記の金額以下であること

単身世帯	2人世帯	3 人以上世帯
50.4万円	78 万円	100 万円

- ⑥ ハローワーク等※1へ求職の申込をし、常用就職※2を目指した求職活動など※3を行うこと
 - ※1 当面の間、ハローワークに加え地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での求職活動も可能
 - ※2 常用就職:期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約
 - ※3 休業等により収入減少した自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことが自立の促進に質すると見込まれる場合は、申請日の属する月から起算して3か月間は、当該取り組みをもって求職活動とすることが可能
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

○ 支給期間中に行っていただく求職活動

支給決定の日から1か月以内に以下の求職活動について、所定様式を提出するなどによりくらしサポートセンターへ報告いただき、以後毎月行っていただきます。

- 月4回以上、くらしサポートセンターへ求職活動状況等の報告
- ・月2回以上、ハローワーク等での職業相談等の実施(※)
- ・週1回以上、企業等への応募・面談等の実施(※)
- ※ 事業再生に向けた活動を行うこととする方は経営相談先の助言等を受けて活動計画を作成し、その計画による取り組みを行うことで代えることができます(原則3か月間のみ。延長・再延長時は上記の活動が必要。)。

〇 支給の中止

- ① 支給期間中に求職活動などの報告を怠る方については、支給を中止します。
- ② 受給中に常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則としてその収入を得られた月から支給を中止します。
- ③ 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合(借主の責によらず転居せざるを得ない場合又はくらしサポートセンターの指導により広島市内での転居が適当である場合を除く)は支給を中止します。
- ④ 虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった受給者については、直ちに支給を中止します(既に支給された給付の全額又は一部について徴収する場合があります)。
- ⑤ 生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。

住居確保給付金に関するお問い合せ先

広島市くらしサポートセンター

₽	×	電話	×	電話	
各 区	ф	082-545-8388	東	082-568-6887	
相談	南	082-250-5677	西	082-235-3566	
窓	安佐南	082-831-1209	安佐北	082-815-1124	
	安芸	082-821-5662	佐伯	082-943-8797	

【相談日時】平日8時30分~17時15分(土日・祝日、8/6、12/29~1/3は除く)

〇以下の広島市ホームページで様式等がダウンロードできます。

広島市 住居確保給付金

で検索

https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/18732.html

